

平成21年8月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田村礼之

平成19年(行ウ)第24号 地方自治法に基づく怠る事実の違法確認等請求事件
(以下「甲事件」という。), 平成20年(行ウ)第12号 地方自治法に基づく怠
る事実の違法確認等請求事件(以下「乙事件」という。), 平成20年(行ウ)第1
7号 地方自治法に基づく怠る事実の違法確認請求事件(以下「丙事件」とい
う。)

口頭弁論終結の日 平成21年6月11日

判 決

長野県安曇野市

甲、乙及び丙事件原告

長野県安曇野市

甲、乙及び丙事件原告

(甲、乙及び丙事件原告らを、以下単に「原告ら」という。)

原告ら訴訟代理人弁護士 中 島 嘉 尚

長野県安曇野市豊科4932番地46

甲、乙及び丙事件被告 安 曇 野 市 長
平 林 伊 三 郎

(甲、乙及び丙事件被告を、以下単に「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 久 保 田 嘉 信
宮 澤 明 雄

同訴訟復代理人弁護士 福 田 雅 春

主 文

- 1 甲事件及び乙事件の各訴えのうち無効の確認を怠ることが違
法であることの確認を求める部分の訴え並びに丙事件の訴えを
いずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、原告らの負担とする

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

- (1) 被告は、平成15年12月15日三郷村長職務代理者三郷村助役萩原昭平と長野県南安曇郡豊科町大字豊科4270番地6あづみ農業協同組合（以下「あづみ農協」という。）との間で締結された損失補償契約に基づき、株式会社三郷ベジタブル（以下「三郷ベジタブル」という。）とあづみ農協との平成15年12月15日取引約定書による三郷ベジタブルがあづみ農協から借り受け負担する債務につき、元本極度額2億5000万円及びこれに付随する利息、損害金その他一切の債務の支払のための出費をしてはならない。
- (2) 被告は、平成16年6月10日三郷村長職務代理者三郷村助役萩原昭平と、長野市大字中御所字岡田178番地8株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」という。）との間で締結された損失補償契約に基づき、三郷ベジタブルと八十二銀行との平成16年6月10日付取引約定書による三郷ベジタブルに既に融資又は今後融資することによって八十二銀行に生じた損失について元金5250万円を限度として、その利息（損失金を含む）とともに損失を補償するものとするとの条項に基づく一切の債務の支払のための出費をしてはならない。
- (3) 被告が、平成15年12月15日三郷村長職務代理者三郷村助役萩原昭平とあづみ農協との間で締結された損失補償契約に基づき三郷ベジタブルとあづみ農協との平成15年12月15日取引約定書による三郷ベジタブルがあづみ農協から借り受け負担する債務につき、元本極度額2億5000万円及びこれに付随する利息、損害金その他一切の債務の損失補償契約につき、あづみ農業に対し、無効の確認を怠ることは、違法であることを確認する。
- (4) 被告が、平成16年6月10日三郷村長職務代理者三郷村助役萩原昭平と

八十二銀行との間で締結された損失補償契約に基づき、三郷ベジタブルと八十二銀行との平成16年6月10日付取引約定書による三郷ベジタブルに既に融資又は今後融資することによって八十二銀行に生じた損失について元金5250万円を限度として、その利息（損失金を含む）とともに損失を補償するものとする、との条項に基づく一切の債務の損失補償契約につき、八十二銀行に対し、無効の確認を怠ることは、違法であること確認する。

2 乙事件

- (1) 被告は、平成20年1月10日、安曇野市長平林伊三郎と長野県松本市渚2丁目9番38号株式会社長野銀行（以下「長野銀行」という。）との間で締結された損失補償契約に基づき、三郷ベジタブルと長野銀行との平成16年3月29日付銀行取引約定書による三郷ベジタブルに既に融資又は今後融資することによって長野銀行に生じた損失について元金4875万円を限度として、その利息（損失金を含む）とともに損失を補償するものとするとの条項に基づく一切の債務の支払のための出費をしてはならない。
- (2) 被告が、平成20年1月10日、安曇野市長平林伊三郎と長野銀行との間で締結された損失補償契約に基づき、三郷ベジタブルと長野銀行との平成16年3月29日付銀行取引約定書による三郷ベジタブルに既に融資又は今後融資することによって長野銀行に生じた損失について元金4875万円を限度として、その利息（損失金を含む）とともに損失を補償するものとする、との条項に基づく一切の債務の損失補償契約につき、長野銀行に対し無効の確認を怠ることは、違法であることを確認する。

3 丙事件

- (1) 被告と三郷ベジタブルとの間で別紙1物件目録記載の建物・施設（以下「本件施設」という。）につき、平成16年4月1日締結した建物等賃貸借契約につき、被告が三郷ベジタブルに対し無効の確認を怠ることは違法であることを確認する。

(2) 被告と三郷ベジタブルとの間で本件施設につき、平成19年3月30日締結した建物等賃貸借変更契約につき、被告が三郷ベジタブルに対し無効の確認を怠ることは違法であることを確認する。

(3) 被告は、三郷ベジタブルに対し、2億8552万円を支払うよう請求せよ。

(4) 被告が三郷ベジタブルに対し、上記(3)の請求を怠ることは違法であることを確認する。

第2 事案の概要

甲事件及び乙事件は、三郷村ないし安曇野市（平成17年10月1日、三郷村、豊科町、穂高町、堀金村及び明科町が合併し、安曇野市となった。）が、三郷ベジタブルに対して融資をした金融機関等との間で、融資によって生じた損失を一定額の限度で補償する旨の損失補償契約を締結したことについて、安曇野市の住民である原告らが、各損失補償契約は保証契約と同視すべきものであり違法無効であると主張して、被告に対し、各損失補償契約に基づく一切の債務の支払の差止めを求めるとともに、各金融機関等に対する同各契約の無効確認を怠ることの違法の確認を求める事案である。

丙事件は、原告らが、安曇野市が行政財産である本件施設を三郷ベジタブルに賃貸していることは地方自治法238条の4第1項に反して違法無効であり三郷ベジタブルが本件施設を法的根拠なく使用していると主張して、被告に対し、三郷ベジタブルに対する平成16年4月1日付け建物等賃貸借契約及び平成19年3月30日締結した建物等賃貸借変更契約の無効確認を怠ることの違法確認を求め、三郷ベジタブルに本件施設の使用料相当額の不当利得返還請求をするよう求めるとともに、同請求を怠ることの違法確認を求める事案である。

1 前提事実

(1) 三郷ベジタブル

三郷ベジタブルは、平成15年11月に、三郷村が3100万円を、カゴ

メ株式会社やあづみ農協などが合計2950万円を、それぞれ出資することによって設立された、トマト栽培施設の管理運営、農産物の生産、加工及び販売に関する業務などを目的とし、平成16年4月1日から本件施設を使用している株式会社である（甲1，6，弁論の全趣旨）。

(2) 損失補償契約の締結

ア あづみ農協との損失補償契約（甲7）

三郷村とあづみ農協とは、平成15年12月15日、次の内容の損失補償契約を締結した（以下「本件損失補償契約1」という。）。

(ア) 三郷村は、あづみ農協が三郷ベジタブルに対し融資することにより三郷ベジタブルが負担する債務について、損失補償することを約し、三郷ベジタブルと連携して債務の履行の責に任ずるものとする（1条）。

(イ) 前条により三郷村が債務履行すべき補償債務の範囲は、あづみ農協と三郷ベジタブルとの間の平成15年12月15日付農協取引約定書に基づき三郷ベジタブルがあづみ農協から借受け負担する債務について、元本極度額2億5000万円及びこれに付随する利息、損害金その他一切の債務とする（2条）。

イ 八十二銀行との損失補償契約（甲8）

三郷村と八十二銀行とは、平成16年6月10日、次の内容の損失補償契約を締結した（以下「本件損失補償契約2」という。）。

(ア) 三郷村は、八十二銀行が三郷ベジタブルとの平成16年6月10日付銀行取引約定書に基づき三郷ベジタブルに既に融資し、又は今後融資することによって、八十二銀行に生じた損失について元金5250万円を限度として、その利息（損失を含む）とともに損失を補償するものとする（1条）。

(イ) 前条の八十二銀行に生じた損失とは、八十二銀行が前条の約定書に基づき三郷ベジタブルに融資した元金及びその利息（損失を含む）につい

て、償還期限を2か月経過してもなおその全部又は一部の弁済を三郷ベジタブルから受けることができなかった場合の債権額をいうものとする（2条）。

ウ 長野銀行との損失補償契約（甲16）

安曇野市と長野銀行とは、平成20年1月10日、次の内容の損失補償契約を締結した（以下「本件損失補償契約3」という。本件損失補償契約1ないし3を併せて「本件各損失補償契約」という。）。

（ア） 安曇野市は、長野銀行が三郷ベジタブルとの平成16年3月29日付銀行取引約定書に基づき三郷ベジタブルに平成16年3月29日付けで融資した6000万円、又は今後融資することによって長野銀行に生じた損失について、三郷村議会平成15年12月定例会において議決された一般会計補正予算の債務負担行為に基づき、本日付融資残高元金4875万円を限度として、その利息（損失を含む）とともに損失を補償するものとする（1条）。

（イ） 前条の長野銀行に生じた損失とは、長野銀行が前条の約定書に基づき三郷ベジタブルに融資した元金及びその利息（損失を含む）について、償還期限を2か月経過してもなおその全部又は一部の弁済を三郷ベジタブルから受けることができなかった場合の債権額をいうものとする（2条）。

（3） 地方自治法244条の2第6項規定の議会の議決（乙13）

三郷村議会は、平成16年第1回三郷村議会定例会（平成16年3月8日開会、同月19日閉会）において、本件施設について、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間、三郷ベジタブルを指定管理者として本件施設の管理を行わせることを議決した。

（4） 本件施設に関する契約書

ア 三郷村トマト栽培施設「安曇野みさと菜園」管理運営業務委託契約書

(乙 1 4)

三郷村と三郷ベジタブルは、平成16年4月1日、本件施設の管理業務に関し、次の内容の、「三郷村トマト栽培施設「安曇野みさと菜園」管理運営業務委託契約」を締結した。

(ア) 2条（委託業務の範囲） 三郷村が三郷ベジタブルに委託する業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本件施設の設備及び備品の管理運営、並びに小規模修繕及び保守点検業務を行うこと
- (2) 本件施設におけるトマト生産及び販売業務に関すること
- (3) 本件施設の広報業務に関すること
- (4) 前各号に付随する業務を行うこと

(イ) 3条（委託期間） 業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成33年3月31日までとする。但し、この期間の満了の6ヶ月前までに三郷村、三郷ベジタブルのいずれからも相手方に対して異議の申し立てがないときは、この期間を更に10年間延長するものとし、その後において期間の満了したときも、また同様とする。

(ウ) 4条（遵守事項） 三郷ベジタブルは、委託業務を処理するに当たっては、施設の設置目的である新しい農業への挑戦、雇用創出や販路開拓など、農業関連の活性化施設としての役割を果たすよう管理運営し、農業農村の活性化を推進するとともに、三郷村トマト栽培施設の設置及び管理に関する条例及び関係法令を遵守し、常に善良な管理者として最善の注意を払って業務を遂行しなければならない。

(エ) 7条（村納付金） 三郷ベジタブルは、建物等賃貸借契約に基づき三郷村に賃貸借料を納付しなければならない。

イ 建物等賃貸借契約書（甲2）

三郷村と三郷ベジタブルは、平成16年4月1日、次の条項が記載され

た「建物等賃貸借契約書」（甲２）を作成した（なお、同契約書による合意が本件施設の賃貸借であるか否かについて争いがあるが、以下、同契約書に係る合意を「本件賃貸借契約」ということとする。）。

(ア) １条（賃貸物件） 三郷村は、本件施設を三郷ベジタブルに賃貸する。

(イ) ２条（使用の目的） 三郷ベジタブルは本件施設を安曇野みさと菜園の施設として使用するものとする。

(ウ) ３条（賃貸借の期間） 本件施設の賃貸借期間は、この契約締結日から起算して１７年間とする。ただし、この期間の満了の６か月前までに三郷村、三郷ベジタブルのいずれも相手方に対し、異議の申し立てがないときは、この期間を更に１０年間延長するものとし、その後において期間の満了をしたときも、また同様とする。

(エ) ４条（賃貸借料の支払） 三郷ベジタブルは、本件施設の賃貸借料として、７１３８万円を毎年度３月末までに支払うものとする。ただし、三郷村、三郷ベジタブルから賃貸借料の改正の要請がある場合は、一年前までに申し出るものとし、三郷村、三郷ベジタブル協議の上決定するものとする。

なお、平成１６、１７年度の賃貸借料は据え置くものとする。

ウ 建物等賃貸借変更契約書（甲３）

安曇野市と三郷ベジタブルは、平成１９年３月３０日、次の条項が記載された「建物等賃貸借変更契約書」（甲３）を作成した（以下、同契約書に係る合意を「本件変更契約」という。）。

２条 平成１６年４月１日付けで締結した建物等賃貸借契約書第４条に第２項として次のとおり追加する。

平成１８年度の賃貸借料は猶予するものとする。

エ 建物等賃貸借変更契約書（乙１）

安曇野市と三郷ベジタブルは、平成20年2月5日、次の条項が記載された「建物等賃貸借変更契約書」（乙1）を作成した。

- (ア) 1条 平成16年4月1日付で締結し、平成19年3月30日付で一部変更契約を締結した建物等賃貸借契約（原契約）第3条を次のとおり変更する。

この建物の賃貸借期間は、三郷ベジタブルの本件施設に係る指定管理期間と同一とする。

- (イ) 2条 原契約第4条1項を次のとおり変更する。

この建物に係る各行政年度の賃貸借料を平成19年度から2500万円とし、平成26年度から1700万円とする。

三郷ベジタブルの支払額及び未払確認額返済計画は、別紙2「建物等賃貸借料支払及び未払金返済計画書」のとおりとし、三郷ベジタブルは、同計画書記載の各年度の支払額を各行政年度末日までに支払うものとする。ただし、安曇野市又は三郷ベジタブルから、賃貸借料、支払額又は未払金返済額の変更の要請がある場合には6か月前に申し出るものとし、この場合、安曇野市、三郷ベジタブル、協議の上、変更するか否か及び変更を必要とする場合には変更する額を決定するものとする。

- (ウ) 3条 原契約第4条に第3項として次のとおり追加する。

三郷ベジタブルが本件施設の指定管理者でなくなったときには（指定管理者でなくなることが明らかになった場合を含む）、三郷ベジタブルはその時点で未払分支払い計画の期限の利益を失い、その時点の未払金残額全額を直ちに返還しなければならない。ただし、三郷ベジタブルは安曇野市に対し返済方法につき協議の申入れをすることができる。この場合安曇野市は三郷ベジタブルの協議に応ずるものとする。

- (5) 安曇野市三郷トマト栽培施設条例（平成17年10月1日施行。乙15）

- ア 1条（設置）

安曇野市は、地方自治法 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市の環境に適応した生食用及び料理用トマトの大規模温室による周年栽培を通して、新たな農業経営体の育成推進と流通の近代化を進めるとともに、地場産品の振興、遊休農地の解消、就労の機会の確保及び新規就農者の研修の場の提供に寄与し、もって市農業の活性化を図るため、安曇野市三郷トマト栽培施設を設置する。

イ 2 条（名称及び位置）

施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 安曇野市三郷トマト栽培施設

位置 安曇野市三郷温 6 2 0 0 番地所在

ウ 3 条（指定管理者による管理）

1 項 トマト栽培施設の管理は、地方自治法 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（指定管理者）にこれを行わせる者とする。

2 項 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 4 条 1 項の規定によるものであって、かつ、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

エ 4 条（指定管理者が行う業務）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) トマト栽培施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (2) トマト栽培施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

オ 5 条（費用の負担）

トマト栽培施設の管理に要する費用は、指定管理者が負担する。

(6) 安曇野市三郷トマト栽培施設指定管理者基本協定書（乙 18）

安曇野市と三郷ベジタブルは、平成 20 年 3 月 1 日、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 8 条の規定に基づき、本件施設の設置

目的を達成するために行う事業及び管理業務に関し、次のとおり協定した。

ア 5条（指定期間に関する事項）1項 三郷ベジタブルの指定期間は、平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

イ 8条（施設使用料に関する事項） 三郷ベジタブルは本件施設の使用料を別途締結する契約により安曇野市に支払うものとする。

ウ 23条（附則事項）2項 平成16年4月1日付けで三郷村と三郷ベジタブルとが本件施設の管理運営に関し締結した管理運営業務委託契約書は、本協定の締結により解約するものとする。

(7) 住民監査請求

ア 原告らは、平成19年8月31日、安曇野市監査委員に対し、(ア) 本件賃貸借契約による平成19年度分の本件施設使用料7138万円の請求を怠ることが違法である、(イ) 本件損失補償契約1及び2が違法無効であるなどと主張して、三郷ベジタブルに本件施設使用料7138万円を請求することや本件損失補償契約1および2を直ちに解除することなどを安曇野市に勧告する等必要な措置を採るよう求めて住民監査請求をした（以下「本件監査請求1」という。）。

安曇野市監査委員は、平成19年10月26日、平成19年度分の本件施設使用料については猶予されていないので必要な措置を採るよう安曇野市長に勧告し、その余は棄却した。

(甲1)

イ 原告らは、平成20年3月24日、安曇野市監査委員に対し、本件損失補償契約3が違法無効であるなどと主張して、本件損失補償契約3が無効であることを三郷ベジタブルに対して確認し同契約に基づく一切の支払をしてはならないことなどを安曇野市に勧告するよう求めて住民監査請求をした（以下「本件監査請求2」という。）。

安曇野市監査委員は、平成20年4月18日、上記監査請求を棄却し

た。

(甲15の1)

ウ 原告らは、平成20年5月26日、安曇野市監査委員に対し、(ア) 本件賃貸借契約が違法無効でありこれにより三郷ベジタブルは本件施設使用料相当額の利益を法律上の原因なく得て安曇野市には損害が生じた、(イ) 安曇野市が本件賃貸借契約につき三郷ベジタブルに対して無効の確認をすることを怠ることは違法である、(ウ) 安曇野市が本件変更契約につき三郷ベジタブルに対して無効の確認をすることを怠ることは違法である、(エ) 上記(ア)による安曇野市が三郷ベジタブルに対して有する不当利得返還請求権の行使を怠ることは違法であると主張して、本件賃貸借契約及び本件変更契約の無効の確認を怠ることは違法であることを確認すること、三郷ベジタブルに平成16年度ないし平成19年度（各年度は当該年の4月1日から翌年の3月31日までを指す。）の本件施設使用料相当額2億8552万円の不当利得返還請求をすること及び同請求を怠ることは違法であることを確認することを安曇野市に勧告するよう求めて住民監査請求をした（以下「本件監査請求3」という。）。

安曇野市監査委員は、平成20年7月16日、上記監査請求を棄却した。

(甲21)

2 当事者の本案前の主張

(被告の主張)

(1) 甲事件の訴えについて

甲事件の請求は、実質的には本件損失補償契約1及び2の締結を問題とするものであり、住民監査請求における監査対象は、支出負担行為たる本件損失補償契約1及び2の締結であるといえる。そして、本件損失補償契約1の締結は平成15年12月15日、本件損失補償契約2の締結は平成16年6

月10日であるから、上記各損失補償契約の締結を監査対象とする本件監査請求1は、損失補償契約締結の日から1年を経過した後にされたものである。よって、甲事件の訴えの前提となる住民監査請求（本件監査請求1）は監査請求期間を徒過した不適法なものであるから、甲事件の訴えも不適法である。

- (2) 丙事件の訴えのうち、本件賃貸借契約及び本件変更契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え（前記第1の3(1)及び(2)の請求に係る訴え）について

ア 丙事件の請求のうち、不当利得返還請求をすることを求める請求（前記第1の3(3)）及び同不当利得返還請求を怠ることの違法確認の請求（同(4)）について審理判断されれば、本件賃貸借契約の有効無効についても審理判断されることになるのであるから、本件賃貸借契約及び本件変更契約の無効確認をしないことが違法であることについては独立して請求する必要はない。また、過去の法律関係の有効無効の確認ではなく、それを前提とした現在の法律関係がないことの確認をする方が直接的である。よって、丙事件の訴えのうち、本件賃貸借契約及び本件変更契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴えは、確認の利益を欠いており不適法である。

イ 丙事件の訴えのうち、本件賃貸借契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴えにおいて、原告らが問題とする財務会計行為は本件賃貸借契約の締結である。また、本件変更契約は、本件賃貸借契約における「賃貸借料」を猶予したほかは、本件賃貸借契約をほぼ踏襲しているものであり、本件賃貸借契約と一体のものといえるし、また、原告らが本件変更契約について主張する違法事由は、本件賃貸借契約についての違法事由と同一であるから、丙事件の訴えのうち、本件変更契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え

において、原告らが問題とするのは実質的には本件賃貸借契約の締結であり、監査請求期間を考えるにあたっては、本件賃貸借契約の締結を基準とすべきである。そして、本件賃貸借契約の締結を監査対象とする本件監査請求3は、本件賃貸借契約の締結から1年を経過した後にされたものである。

また、丙事件の訴えのうち、本件変更契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴えについて、本件変更契約の締結を基準に考えるべきであるとしても、本件変更契約の締結を監査対象とする本件監査請求3は、本件変更契約の締結から1年を経過した後にされたものである。

よって、丙事件の訴えのうち、本件賃貸借契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え及び本件変更契約につき無効確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴えの前提となる住民監査請求（本件監査請求3）は監査請求期間を徒過した不適法なものであるから、甲事件の訴えのうち上記各部分の訴えも不適法である。

（原告らの主張）

- (1) 甲事件、乙事件及び丙事件の訴えのうち、無効の確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え（前記第1の1(3)及び(4)、同2(2)、同3(1)及び(2)の請求に係る訴え）について

法律関係不存在確認の訴えは、地方自治法242条の2第1項の住民訴訟の対象となるものである（財務会計行為の性格を有する）から、契約の無効確認を怠る事実についても、その違法確認を求めることができる。

- (2) 丙事件の訴えについて

原告らは、本件賃貸借契約及び本件変更契約の無効確認を怠る事実及び本件施設の使用料相当額の不当利得返還請求を怠る事実を主張しているのであり、怠る事実に係る請求については地方自治法242条2項の期間制限の適

用がない（最高裁第三小法廷昭和53年6月23日判決・判例時報897号54頁）から、監査請求期間を徒過したとの被告の主張は失当である。

3 甲事件及び乙事件における当事者の本案の主張

（原告らの主張）

- (1) 本件各損失補償契約が法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下「財政援助制限法」という。）3条に違反し無効であること

ア 本件各損失補償契約と、三郷ベジタブルと各金融機関等との金銭消費貸借契約の関係をみると、三郷ベジタブルが各金融機関等に対して負う債務と、被告が各金融機関等に損失補償する内容は、損害金の定めまで同一である。

本件各損失補償契約の実質的内容は、三郷ベジタブルが各金融機関等に対して負担する債務について、その元金、利息、損害金等につき極度額を限度とする債務の保証（根保証）と特段の差異はない。このような内容の本件各損失補償契約を保証契約というか損失補償契約というかは呼び方の問題であり、その法律構成を主債務者が弁済しない場合に第三者が主債務者に代わって履行する（保証契約）といっても、未収貸付金を損失として主債務者が弁済しない場合に第三者がその損失を補填する（損失補償契約）といっても、その実質に特段違いがあるものではない。

仮に、地方公共団体が保証契約ないし損失補償契約をする必要があるのであれば、財政援助制限法3条ただし書の規定によって行うべきであり、これをせずに実質的に保証契約と変わらない契約を損失補償契約と称して締結することは同法の規制を潜脱するものである。

財政援助制限法は全ての保証契約や損失補償契約を禁止しているわけではないから、地方自治法221条3項の規定は本件各損失補償契約のような契約を許容していることの根拠にはならない。

イ 仮に、保証契約と同様とは認められなくとも、三郷ベジタブルの債務不

履行を条件とする重疊的債務引受と同様であり違法なものである。この点、総務省自治財政局財務調査課長は、平成20年7月11日、「地方公共団体が法人の債務を重疊的に引き受けることについて」との通知をなし、地方公共団体が法人の債務を重疊的に引き受けることは財政援助制限法3条で禁止されている保証契約に相当するものと解されるため違法の疑いがあるとの考えを示し、慎重に対処するように通知している。

また、財政援助制限法3条が、地方公共団体の不確定な債務が増加することを防止し、もって財政の健全化を図ることを一つの重要な目的にしていることからすれば、同条は、民法上の保証契約のみならず、これに類し、同様の機能、実質を有する合意も規制するものと解され、上記内容の本件各損失補償契約も同条を潜脱する違法なものである。

ウ そして、財政援助制限法3条は、地方公共団体の法人に対する財政援助に規制を加える観点から、地方公共団体の外部的行動そのものを制限した規定であるから、単なる行政内部における手続規定とは解されないし、同条に違反してされた契約の効力に影響を及ぼさない訓示規定ないし注意規定であると解するのも相当でない。したがって、同条は契約の効力を定めた効力規定であると解する最も自然であるというべきであり、同条に反する契約は無効である。

よって、本件各損失補償契約は、財政援助制限法3条に反し無効である。

また、仮に同条が効力規定でないとしても、本件各損失補償契約は、同条に反する違法なものであり、地方自治法2条16項の規定する法令違反に該当することとなり、同条17項により無効である。

(2) 本件各損失補償契約が公序良俗に反し無効であること

三郷ベジタブルに融資した各金融機関は、三郷ベジタブルの経営能力や経営計画を審査し、返済が見込めるのかを十分に審査すべき責任がある。その

ような検討がされず、裏付けがないままに地方自治体の損失補償契約に依拠して融資が行われることになれば、それは結局地方自治体の負担すなわち住民の税金による負担を強いるものである。そのような税負担に依拠する金融機関の対応が公序良俗に反するものであることは明らかである。

よって、十分な経営審査をすることなく、地方公共団体の損失補償に依拠する本件各損失補償契約は公序良俗に反し無効である。

(被告の主張)

(1) 本件各損失補償契約は財政援助制限法 3 条に反するものではない。

ア 保証と損失補償との法形式上の差異

保証は、主債務との間に付従性を有し、主債務が履行されない場合に、主債務者に代わって弁済し、弁済した保証人は主債務者に求償権を取得することになる。これに対し、損失補償契約は、主債務との同一性や付従性はなく、債務を履行したとしても当然に主債務者に対する求償権を取得するものではない。これは、損失補償が、保証のように主債務の存在を当然の前提とするのではなく、債権者に損失が発生した場合に主債務から独立してその損失を補填するいわゆる損害担保契約の一種であるという契約の性質に基づいている。したがって、期限を徒過しても主債務が履行されないというだけでは損失が発生したことにならないので、それだけでは損失補償契約上の債務も履行期限が到来したことにはならず、執行不能や倒産等現実に債権回収が望めない事態に至って、発生した損失相当額を補填するため、損失補償契約上の債務を履行すべきことになる。

このように財政援助制限法が禁止する保証と損失補償契約とは法的に異別の契約形態であって、損失補償契約に同法は適用されない。

イ 損失補償を前提とする法規の存在

地方自治法 199 条 7 項や同法 221 条 3 項は、地方公共団体による法人に対する損失補償を想定している。また、公有地の拡大の推進に関する

法律 25 条や天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 3 条 1 項 3 号ないし 6 号，9 号及び 10 号，地方道路公社法 28 条などでも，損失補償契約ができること又はすべきことが規定されている。

ウ 財政援助制限法 3 条の趣旨

同法は，戦後の財政混乱期という時代背景をもって定められたものであるが，現在では，地方財政上，長期的視野に立った財政運営が地方議会の議決に基づいて行われており，保証契約が地方公共団体の財政負担とならないため，安易に保証契約が行われないよう一定の制限が設けられているにすぎないのであって，同法は保証契約に限って制限しているにすぎない。

エ 行政実例

行政実例上，「損失補償については，財政援助制限法の規制するところではない」（昭和 29 年 5 月 12 日付自丁行発第 65 号自治省行政課長による回答・乙 2）と解されていて，実際に多くの地方公共団体が損失補償契約を締結している。本件において損失補償契約を締結するにあたり，三郷村が長野県に対して損失補償契約を締結することの法律上の可否について行政照会したところ，損失補償契約は財政援助制限法による規定外で禁止されておらず，実際にも多く行われているとの回答を得た（乙 4）。

(2) 財政援助制限法に反する契約であっても無効とはならない。

同法 3 条には，違反行為を無効とする旨の規定がないから，同条は手続規定ないし訓示規定であるか，少なくとも，同条違反の行為を無効とすることまでは予定していないと解される。

また，仮に同法 3 条が効力規定であるとしても，損失補償契約に同条が適用されるかどうかは客観的かつ一義的に明白ではないこと，本件損失補償契約を締結した当時，損失補償契約に同法が適用されて無効となるとの裁判例

はなかったこと、本件損失補償契約は議会の議決に基づいており、契約の相手方は契約の有効性を全く疑っておらず、同契約を無効とすれば相手方に不測の損害を被らせ取引の安全を害することから、損失補償契約が無効となるのは、何人にも損失補償契約に財政援助制限法が適用されて無効になることが明らかであるとか、取引の相手方が知り又は容易に知り得た場合に限り解すべきであり、本件ではそのような事情はないから、本件各損失補償契約は私法上有効である。

4 丙事件における当事者の本案の主張

(原告らの主張)

(1) 本件賃貸借契約の違法、無効について

ア 本件施設は行政財産でありこれを賃貸することはできない（地方自治法 238 条の 4 第 1 項）から、本件賃貸借契約は、上記規定に反し違法、無効である（同法 2 条 17 項）。

イ 被告は、指定管理者制度がよく理解されていなかったために施設使用料について建物等賃貸借契約という方式により定めたものと主張するが、本件施設については賃貸借契約によることができず、賃貸借契約を締結すれば違法になることを承知の上であえて賃貸借契約を締結したものである。

すなわち、三郷村は、本件施設の費用捻出のために平成 15 年 1 月 7 日付け及び同月 12 日付けで長野県知事宛に起債申請をしているが、完成後の管理の形態について、同月 7 日付け申請では「貸し付け」とされている。ところが、同月 12 日付け申請では「直営」とされている。また、同月 7 日付けの申請についても、同年 2 月 28 日に「貸付け」を抹消し「直営」としている。（甲 22 の 3，甲 23 の 3，甲 24 の 3）これは、本件施設が公共施設に該当し「貸付け」ができない性格のものであり、長野県から訂正するように指導を受けたためである。したがって、被告は、本件賃貸借契約を締結するにあたり、本件施設の使用関係について賃貸借契約によ

ることが不可能であることを知った上で、あえて「賃貸借」としたのである。

また、本件賃貸借契約においては、賃借権の譲渡及び転貸を禁止する賃貸借契約に特有の規定があるのであり、賃貸借契約以外のものではあり得ない。

さらに、平成15年7月17日付けで総務省自治行政局長から各都道府県知事宛に指定管理者制度について通知がされ、指定の管理者の行う管理の基準及び業務範囲その他必要な事項は条例で定めるとし、指定管理者に支出する委託費の額等細目的事項については地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途協定等を締結することが適当である旨通知され、さらに市町村に対しても周知するよう要請が出ているのであり（甲32）、被告がこれを知らないはずがない。

よって、被告は、指定管理者制度とは別個に本件賃貸借契約を締結したのであり、本件賃貸借契約を、指定管理者制度における協定に読み替えたり置き換えたりできるものではなく、まさに地方自治法が禁止している賃貸借契約を締結したものである。

(2) 本件賃貸借契約及び本件変更契約の無効の確認を怠る事実

上記(1)のとおり本件賃貸借契約は無効であるし、本件賃貸借契約を前提とする本件変更契約も無効である。よって、被告は、三郷ベジタブルに対し、本件賃貸借契約及び本件変更契約が無効であることを確認すべきであるのに、これを怠ることは違法である。

(3) 被告の三郷ベジタブルに対する平成16年度ないし平成19年度の本件施設使用料相当額2億8552円の不当利得返還請求権

上記(1)のとおり本件賃貸借契約は無効であるから、三郷ベジタブルは、平成16年度ないし平成19年度において、法律上の原因なく本件施設を使用し本件施設の使用料相当損害金（各年度7130万円）を不当に利得し、被

告は同額の損失を被った。

すなわち、被告が本件施設に関してした起債の償還のうち、被告の実質的な負担分は6億8110万円であり、被告は、その償還財源として三郷ベジタブルから支払われる年7200万円の賃料を見込んでいた。被告は、実際に、上記起債について、平成16年度に903万0895円、平成17年度に7168万4062円、平成18年度及び平成19年度にも7100万円以上償還しているのであるから、被告は既に2億2200万円以上の金員を支出して償還をした。また、本件賃貸借契約において賃貸借料を7138万円と定めているとおり、被告自身、本件施設使用料相当額を7138万円と評価しているのである。そうすると、三郷ベジタブルは、被告の年額7130万円の損失において、本件施設を使用料を負担することなく使用し、同額を利得したといえる。

この点、本件賃貸借契約及び本件各変更契約において、賃料の支払いの猶予などが合意されているが、これらの契約がそもそも無効である以上、同合意は三郷ベジタブルが上記の本件施設使用料相当額の支払を猶予する理由にはならない。

- (4) 平成16年4月1日付け管理運営業務委託契約及び平成20年3月1日付け指定管理者基本協定との関係について

被告と三郷ベジタブルの間においては、平成16年4月1日付け管理運営業務委託契約7条により賃貸借料の支払が、平成20年3月1日付け指定管理者基本協定8条により本件施設の使用料の支払がそれぞれ約束されているが、平成16年4月1日付け管理運営業務委託契約は違法な賃貸借契約に基づく三郷ベジタブルの賃借料収入に依拠して締結されたものであり、本件賃貸借契約が同委託契約の基本部分を構成している（同委託契約7条参照）から、同委託契約の最も重要な部分が違法無効なものであることになり、同委託契約も違法無効となるといえるべきであるし、平成20年3月1日付け指定

管理者基本協定 8 条もその援用する契約関係が無効である以上無効であることになる。よって、平成 16 年 4 月 1 日付け管理運営業務委託契約及び平成 20 年 3 月 1 日付け指定管理者基本協定が締結されていても、被告による本件施設の賃貸が違法であることや上記(3)の不当利得返還請求権があることにはかわりない。

(被告の主張)

(1) 本件賃貸借契約が違法でないことについて

本件施設については、被告議会において、三郷ベジタブルを地方自治法 244 条の 2 第 3 項による指定管理者とする旨の議決がされている（乙 13）。

本件施設の管理運営業務及び施設使用料については、本来であれば、指定管理者協定書により定めるべきであったが、平成 16 年 4 月当時は、従来の地方自治法上の管理委託制度から平成 15 年地方自治法改正において設けられた指定管理者制度への移行時期であり、指定管理者協定書の内容及び書式等について明確なものがなかったことから、被告は、業務内容については従来の管理委託制度における業務管理委託契約書の体裁を用いて合意内容を明らかにし、施設使用料については賃貸借契約書の体裁を用いて明らかにしたものであり、契約書の賃貸期間、賃借料の表記は、いずれも指定管理期間、指定管理者から被告へ納付する施設使用料として読み替えることを意図したものである。

本件各変更契約において「賃貸借」、「賃貸借料」などの表現が用いられたのも、本件賃貸借契約において同文言が用いられたためにこれを引用しただけであり賃貸借の意思はなかった。本件各変更契約も、安曇野市三郷トマト栽培施設条例 6 条による安曇野市三郷トマト栽培施設管理規則 5 条により、指定管理制度に基づく施設使用料を変更しただけである。

被告は、本件施設を三郷ベジタブルに賃貸したのではなく、指定管理者制

度における指定管理業務の施設使用料を賃貸借契約書の形式をもって定めた
だけであり、三郷ベジタブルが本件施設を使用しているのも賃貸借契約に基
づくものではなく、地方自治法244条の2に規定されている指定管理者に
よる公の施設の管理によるものである。

したがって、被告は三郷ベジタブルに本件施設を賃貸しているものではな
く、地方自治法238条の4に違反するものではない。

(2) 不当利得返還請求権がないことについて

三郷ベジタブルは、地方自治法244条の2による指定管理者として本件
施設を管理してきたものであるから、法律上の原因を有しており、利得もな
い。また、三郷ベジタブルは、平成16年4月1日付け管理運営業務委託契
約及び平成20年3月1日付け指定管理者基本協定に基づいて本件施設の施
設使用料を負担しており、現在においてはその弁済期が到来していないため
に三郷ベジタブルが施設使用料を支払っていないだけである。

また、本件施設は行政財産であって他に賃貸することができないのである
から、賃貸を前提とした被告の得べかりし利益（被告の損失）を覬念するこ
ともできない。

さらに、施設使用料は一般財源の一部であり、起債償還の財源と施設使用
料とは別個のものであるから、起債償還の額と施設使用料との間には法律上
の因果関係はない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の判断

- (1) 甲事件、乙事件及び丙事件の訴えのうち、無効の確認を怠ることが違法で
あることの確認を求める部分の訴え（前記第1の1(3)及び(4)、同2(2)、同3
(1)及び(2)の請求に係る訴え）について

地方自治法242条の2第1項3号の請求に係る「怠る事実」とは「公金
の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」をいう（同法242条

1 項) ところ、損失補償契約や賃貸借契約について無効の確認を怠ることが「公金の賦課若しくは徴収」を怠る事実でないことは明らかである。また、「財産の管理」の「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう(237条1項) ところ、損失補償契約や賃貸借契約の無効を確認することは、これら財産の財産的価値の維持や保全を図るなどするものではないから、同行為を怠ることは「財産の管理を怠る事実」に当たらない。

よって、甲事件、乙事件及び丙事件の訴えのうち、無効の確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴えは不適法である。

- (2) 甲事件の訴えのうち、本件損失補償契約1及び本件損失補償契約2に基づく支出の差止めを求める部分の訴え(前記第1の1(1)及び(2)の請求に係る訴え)について(被告の本案前の主張(前記第2の2)について)

上記訴えにおいて原告らが違法であると主張する財務会計行為は、本件損失補償契約1に基づく支出及び本件損失補償契約2に基づく支出であると解される。

そして、甲1号証によれば、原告らは本件監査請求1において、本件損失補償契約1及び2が無効であると主張したり、本件損失補償契約1及び2を解除することを勧告するよう求めていることが認められ、このことからすれば、本件監査請求1は、本件損失補償契約1及び2に基づく支出をしないことを求める内容も含むということができる。

この点、被告は本件監査請求1が監査請求期間を徒過した違法なものであると主張するが、本件損失補償契約1及び2に基づく支出は、その原因行為である本件損失補償契約1及び2の締結とは別個の財務会計行為であるから、本件損失補償契約1及び2に基づく支出という財務会計行為を対象とする本件監査請求1の監査請求期間は、本件損失補償契約1及び2の締結日から進行するものではなく、本件損失補償契約1及び2に基づく支出の日から進行する。そうすると、その支出がされていない本件においては、監査請求

期間は未だ進行していないというべきであり、本件監査請求1は、地方自治法242条2項本文の監査請求期間を徒過したものではなく、適法なものである。

よって、甲事件の訴えのうち、本件損失補償契約1及び2に基づく支出の差止めを求める部分の訴えは適法である。

- (3) 丙事件の訴えのうち、不当利得返還請求権行使を怠ることの違法確認を求める部分の訴え（前記第1の3(4)の請求に係る訴え）について

上記訴えは、地方自治法242条の2第1項3号の訴えであり、怠る事実を対象とするものである。そして、この怠る事実については、本件監査請求3において監査対象とされている。

怠る事実については、住民監査請求の期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りはこれを制限しないこととするものと解されるが、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法242条2項本文を適用すべきである（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照）。しかし、怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であることにかんがみれば、監査委員が怠る事実の監査をするに当たり、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にならない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求に上記の期間制限が及ばないものとすべきである（最高裁判所平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁、最高裁判所平成14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1611頁参照）。

原告らは、本件施設を三郷ベジタブルに賃貸することが地方自治法238条の4第1項に反し違法、無効であるとして、三郷ベジタブルが法律上の原

因なく本件施設を使用し本件施設の使用料相当額を不当に利得したから、被告は三郷ベジタブルに対して不当利得返還請求権を有すると主張するものであり、この不当利得返還請求権は、本件賃貸借契約が違法、無効であるとされ、初めて発生するものであって、安曇野市監査委員が被告の怠る事実の監査をするに当たっては、本件賃貸借契約が財務会計法規に違反して違法、無効であるか否かの判断をしなければならない。そして、上記不当利得返還請求権は、本件賃貸借契約を締結し三郷ベジタブルが本件施設の使用を開始した時から行使することが可能であるから、上記怠る事実を対象とする監査請求については、平成16年4月1日を基準として地方自治法242条2項本文を適用すべきである。

本件監査請求3のうち上記怠る事実について監査を求める部分については、同日から1年を経過した後である平成20年5月26日にされたものであり、地方自治法242条2項本文の監査請求期間を経過した後にされたものである。そして、同項但書の「正当な理由」があったといえることができる事情もない。

そうすると、本件監査請求3のうち上記怠る事実について監査を求める部分は、監査請求期間を徒過した不適法なものである。

よって、丙事件の訴えのうち、不当利得返還請求権行使を怠ることの違法確認を求める部分の訴えは適法な住民監査請求を前置しない不適法な訴えである。

- (4) 丙事件の訴えのうち、不当利得返還請求をすることを求める部分の訴え（前記第1の3(3)の請求に係る訴え）について

上記訴えは、地方自治法242条の2第1項4号の怠る事実に係る相手方に対するものとしてされた請求であるところ、この怠る事実については、上記(3)で検討したとおり、適法な住民監査請求を経していない。よって、丙事件の訴えのうち、不当利得返還請求をすることを求める部分の訴えは適法な住

民監査請求を前置しない不適法な訴えである。

- (5) 以上より、甲事件及び乙事件の各訴えのうち無効の確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え（前記第1の1(3)及び(4)、同2(2)の請求に係る訴え）、並びに、丙事件の訴えは不適法であり、却下を免れない。

2 甲事件及び乙事件についての本案の判断（前記第1の1(1)、(2)、同2(1)の請求について）

原告らは、本件各損失補償契約が違法、無効であるから、本件各損失補償契約に基づく支出は違法であると主張するので、本件各損失補償契約が違法であるか検討する。

(1) 財政援助制限法3条に反するかについて

民法上の保証契約と損失補償契約とは、民法上の保証契約が主債務の存在を前提とし、主債務者による債務不履行があった場合に責任が生じるのに対し、損失補償契約は主債務の存在を前提とせず、契約の相手方に実際に損失が生じたことにより責任が生じるものであって（本件各損失補償契約もこのような損失補償契約の類型と異なるものではない。）、損失補償契約と債務保証契約は、法的にはその内容及び効果の点において異なる別個の契約類型であるから、損失補償契約の締結は財政援助制限法3条に違反するものではない。

この点、原告らは、財政援助制限法3条は保証契約と類似した損失補償契約も規制する趣旨であると主張するが、上記のとおり保証契約と損失補償契約とは異なる契約類型であるところ、あえて保証契約のみを禁止している（地方自治法221条3項は、「借入金の元金若しくは利子の支払を保証」と「損失補償」とを区別して規定する。）同条が損失補償契約も規制するものであるとは言い難い。

また、原告らは、本件各損失補償契約が重疊的債務引受であるとも主張するが、重疊的債務引受は、第三者が既存債務へ加入して新たに債務者とな

り、従前からの債務者と同一内容の債務を負担するものと解されるが、三郷村は、本件各損失補償契約により三郷ベジタブルと同一内容の債務を負担するものではないから、本件各損失補償契約は重疊的債務引受ではない。

(2) 公序良俗に反するかについて

原告らは、本件各損失補償契約の相手方となった各金融機関等が三郷ベジタブルについて十分な経営審査をすることなく地方公共団体の損失補償に依拠するために締結された本件各損失補償契約は公序良俗に反し無効であると主張するが、三郷ベジタブルの信用だけでは融資できない場合に地方公共団体による損失補償がされることで融資を行おうとすることは何ら不当なことではなく、上記原告らの主張は採用できない。

(3) よって、本件各損失補償契約が違法、無効であるとの原告らの主張には理由がない。

3 結論

以上より、甲事件及び乙事件の各訴えのうち無効の確認を怠ることが違法であることの確認を求める部分の訴え（前記第1の1(3)及び(4)、同2(2)の請求に係る訴え）、並びに、丙事件の訴えは不適法であるから、これらを却下し、原告らのその余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 近 藤 ル ミ 子

裁判官 蛭 川 明 彦

裁判官 望 月 千 広

安曇野市三郷大字温 6200 番地外の用地にある次の建物
 トマト栽培施設

施 設 名		規 模 及 び 構 造	数 量
温室A棟		フェンロー型ガラス温室 (亜鉛メッキ鉄骨造)	16,419.20㎡
温室B棟			12,539.20㎡
温室C棟			20,451.20㎡
A・B棟	付属作業棟及び管理棟		1,799.80㎡
C棟	付属作業棟及び管理棟		1,440.00㎡
A・B棟	ボイラー機械棟	鉄骨造平屋建	270.00㎡
C棟	ボイラー機械棟		202.50㎡
A・B棟	キャノピー	鉄骨造	58.40㎡
C棟	キャノピー	鉄骨造	60.00㎡
加圧タンク室		コンクリートブロック造	6.53㎡
栽培設備		トマト栽培施設	一式
駐車場		A B棟・C棟駐車場	5,772.00㎡

建物等賃貸借料支払及び未払金返済計画書

(千円)

行政 年度	各年度の 賃貸借料	各年度の 支払額	支払の内 当年度分 とする額	支払の内 未払金返済に 充てる額	各年度の 未払金額	未払金の 累計額	未払い金 返済額 (累計)	備考
16	71,380	0	0	0	71,380	71,380	0	18年度累計額の内 4,140千円を土地賃 料と対当額で相殺 し、210,000千円を19 年度に繰越す
17	71,380	0	0	0	71,380	142,760	0	
18	71,380	0	0	0	71,380	214,140	0	
19	25,000	0	0	0	25,000	235,000	0	
20	25,000	0	0	0	25,000	260,000	0	
21	25,000	0	0	0	25,000	285,000	0	
22	25,000	25,000	25,000	0	0	285,000	0	
23	25,000	25,000	25,000	0	0	285,000	0	
24	25,000	25,000	25,000	0	0	285,000	0	
25	25,000	25,000	25,000	0	0	285,000	0	
26	17,000	30,000	17,000	13,000	0	272,000	13,000	
27	17,000	30,000	17,000	13,000	0	259,000	26,000	
28	17,000	30,000	17,000	13,000	0	246,000	39,000	
29	17,000	30,000	17,000	13,000	0	233,000	52,000	
30	17,000	30,000	17,000	13,000	0	220,000	65,000	
31	17,000	30,000	17,000	13,000	0	207,000	78,000	16年度分完了
32	17,000	30,000	17,000	13,000	0	194,000	91,000	
33	17,000	30,000	17,000	13,000	0	181,000	104,000	
34	17,000	30,000	17,000	13,000	0	168,000	117,000	
35	17,000	30,000	17,000	13,000	0	155,000	130,000	
36	17,000	30,000	17,000	13,000	0	142,000	143,000	17年度分完了
37	17,000	30,000	17,000	13,000	0	129,000	156,000	
38	17,000	30,000	17,000	13,000	0	116,000	169,000	
39	17,000	30,000	17,000	13,000	0	103,000	182,000	
40	17,000	30,000	17,000	13,000	0	90,000	195,000	
41	17,000	30,000	17,000	13,000	0	77,000	208,000	
42	17,000	30,000	17,000	13,000	0	64,000	221,000	18年度分完了
43	17,000	30,000	17,000	13,000	0	51,000	234,000	
44	17,000	30,000	17,000	13,000	0	38,000	247,000	19年度分完了
45	17,000	30,000	17,000	13,000	0	25,000	260,000	20年度分完了
46	17,000	30,000	17,000	13,000	0	12,000	273,000	
47	17,000	29,000	17,000	12,000	0	0	285,000	21年度分完了

これは正本である。

平成21年8月7日

長野地方裁判所民事部

裁判所書記官 田 村 礼 之